

資料 3

新野洲クリーンセンター建設に係る縦覧について

1. 縦覧結果について

都市計画法第17条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画都市施設（ごみ処理場）の都市計画決定案について、市都市計画課において縦覧を行った結果、住民及び利害関係人から、縦覧期間満了日までに受理した意見書はありませんでした。

(1) 縦覧期間　縦覧期間開始日の翌日から起算して2週間を経過する日まで
(平成25年7月26日～8月9日)

(2) 縦覧場所及び縦覧申込結果

市都市計画課 1件

(3) 意見書の提出先及び受理結果

市都市計画課 0件

2. その他

2-1 生活環境影響調査書

新野洲クリーンセンター建設に係る生活環境影響調査書について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び野洲市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に基づき縦覧を行った結果、施設設置に関し利害関係を有する者より、提出期間内に受理した意見書はありませんでした。

(1) 縦覧期間 平成25年6月26日～7月25日

(2) 縦覧場所及び縦覧申込結果

市環境課、野洲クリーンセンター、コミュニティセンターしのはら、
大篠原自治会館、竜王町生活安全課 合計3件

(3) 意見書の提出期間 平成25年6月26日～8月9日

(4) 意見書の受理結果

市環境課 0件

野洲クリーンセンター 0件

2-2 環境審議会

新野洲クリーンセンター建設に係る生活環境影響調査結果について審議され、以下の意見を付して事業を進めることが確認されました。

○ 平成25年度第1回野洲市環境審議会

(1) 開催日 平成25年8月28日 10:00～12:00

(2) 開催場所 野洲市役所 本館3階第1委員会室

(3) 意見要旨

- ・現施設における底質ダイオキシン類対策の教訓を生かし、環境保全のための措置を確実に実行すること。
- ・地下水流路の変動など予測が困難な項目については、事後調査などにより継続して確認すること。
- ・要注目種であるタゴガエルの保全目標を達成するための具体的な対応について、その実績や実効性を確認し措置すること。
- ・施設の重要性や必要性について市民の理解を一層深めるために、わかりやすい情報を積極的に公開するとともに、多くの市民が施設を利用されよう工夫されたい。

2-3 景観審議会

新野洲クリーンセンターの建設に係る景観について、第1回委員会において、「周辺の景観と調和が図れる内容である」として、了承を頂きました。そして、第2回委員会において、生活環境影響調査結果の縦覧について報告し、了承を頂きました。

○ 平成25年度第1回野洲市景観審議会

(1) 開催日 平成25年6月25日 9:30～11:30

(2) 開催場所 中主防災コミュニティセンター2階研修室

○ 平成25年度第2回野洲市景観審議会

(1) 開催日 平成25年9月11日 14:00～16:00

(2) 開催場所 中主防災コミュニティセンター2階研修室

以上